

右の符文は使者毛大用・都通事阮士元等に付し、此れに准
ぜしむ

弘光元年（一六四五）四月十五日給す

符文

注*この進香使は弘光帝の詔書をもたらした使者花燧に随行し、弘光
元年四月に出発した（三七一九）参照。

(1) 大行先帝 ここでは崇禎帝。なお大行先帝は大行皇帝（薨去
して間もないため、まだ諡がついていない皇帝の呼称）の意。

(2) 毛大用 屋富祖親雲上盛代。後の小祿親方。一六一三—七三
年。首里毛氏（富川家）七世。王府の要職を歴任。官は三司
官座敷に陞る（『市史宝案抄』四五五頁）。

(3) 慶賀の方物 以下の数目は（三七一九）の仁字六十号船に分
載する方物と一致する。

1-36-07

世子尚賢の、詔書をもたらした使者の帰朝を護送するため都
通事鄭子廉等を遣わす執照（一六四五、四、一五）

琉球国中山王世子尚（賢）、開読の事の為にす。

照得するに、福建等処承宣布政使司の咨を蒙るに、福州左衛指
揮花（燧）を差つかわし、詔書を齎つか捧し按臨せしむ。開読の事竣り廻

還するに、理として合に差官して護送せしむべし、等の因あり。
此の為に、今特に都通事鄭子廉を遣わし、慣海の水梢五名を帶領
して奉詔せる原船を向導し、幫たす同し任駕して護送し回閱せしむ、
等の因あり。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。合あ行に給照すべし。此の為に今、仁
字第五十七号半印勘合執照を給して本員役に付し、収執して前去
せしむ。如もし閩津、巡哨とくろの去処とこの驗実とくに遇わば、即便に放行し、
留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべ
き者なり。

計開

都通事一員 鄭子廉 人伴

火長一名 李茂

梢水共に四名

右の執照は護送の都通事鄭子廉等に付し、此れに准ぜしむ
弘光元年（一六四五）四月十五日給す 再対して之を正す

執照

注(1) 花（燧） 頒詔と彼の派遣についての咨（〇八・二四）がある。

(2) 幫同 助け合う。